

〔注〕1995年11月から改正沿革を付記した。

改正	1995年11月14日	2011年12月1日
	2016年4月1日	2020年7月1日
	2022年4月1日	

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、中京大学文化会（以下「文化会」という。）の活動について、学校法人梅村学園の建学の精神を基本理念とした文化の発展向上を実現するために、参加団体及び会員の団結と互助並びに民主的な団体活動及び会員の意識向上を図ることを目的とする。

第2章 組織

(構成)

第2条 文化会は、入会を認められた加盟団体（以下「部」という。）に所属する者で構成される。

2 文化会の部は、別表のとおりとする。

(本部)

第3条 文化会は、本部を中京大学（以下「本学」という。）名古屋キャンパス内に置く。

(執行部)

第4条 文化会は、第1条に規定する目的を実現するために、中京大学文化会執行部（以下「執行部」という。）を置く。

(執行部役員)

第5条 執行部には、各部から選出された次に掲げる役員を各1人置く。

- (1) 幹事長
- (2) 副幹事長
- (3) 名古屋委員長（学術担当）
- (4) 名古屋委員長（芸文担当）
- (5) 豊田委員長
- (6) 会計局長
- (7) 企画運営局長
- (8) 総務局長
- (9) 豊田総務
- (10) 庶務

(幹事長)

第6条 幹事長は、執行部を代表するとともに会務を統括する。

(副幹事長)

第7条 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長が不在のときは、幹事長の業務を代行する。

(委員長)

第8条 各委員長は、次に掲げる業務を遂行する。

- (1) 名古屋委員長（学術担当）及び名古屋委員長（芸文担当）は、名古屋委員会の統括を行い、その責任を負う。
- (2) 豊田委員長は、豊田委員会の統括を行い、その責任を負う。

(局長等)

第9条 各局長、豊田総務及び庶務は、次に掲げる業務を遂行する。

- (1) 会計局長は、文化会の諸経費の出納、予算決算その他の会計に関する業務の責任を負う。
- (2) 企画運営局長は、文化会の企画計画を担当し、その行事運営の責任を負う。
- (3) 総務局長は、名古屋キャンパスにおける一切の事務を担当し、その責任を負う。
- (4) 豊田総務は、豊田キャンパスにおける会計業務、会計局長の補佐その他一切の事務を担当し、その責任を負う。
- (5) 庶務は、文化会における事務資料一切の書類作成管理及び広報活動を担当し、その責任を負う。

(議長)

第10条 文化会は、執行部の主催する部長会及び総会における議事の進行のために、議長を置く。

2 議長は総会において選出され、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(監査会)

第11条 文化会は、文化会における運営の適正化のために、文化会監査会（以下「監査会」という。）を置く。

2 監査会は、文化会の監査機関とし、全ての会計、機関及び部の運営が適正かつ効率的に実施されているかを監査する。

3 監査会は総会において、学術系及び芸文系の部より3人、豊田系の部より1人を選出し、計4人とし、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第3章 役員

(役員)

第12条 文化会は、その円滑な運営のために次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 若干名

(3) 参与 2人

2 役員の内任は、認めない。

(会長)

第13条 会長は、文化会の全般を統括するとともに、文化会運営の指導及び助言に当たる。

2 会長は、本学の専任教員のうちから、学長が選任する。

3 会長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、通算して6年を超えて在任することはできない。

(副会長)

第14条 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその任務を代行する。

2 副会長は、本学の専任教職員のうちから、学長が選任する。

3 副会長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、通算して6年を超えて在任することはできない。

(参与)

第15条 参与は、学生支援部長及び財務部長をもって充てる。

第4章 顧問

第16条 第2条に規定する部に顧問を置く。

2 顧問は、本学の専任教職員のうちから、部の推薦に基づき、執行部の承認を経た上で、会長の承認の下、選任される。

3 顧問の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(顧問の責務)

第17条 顧問は、次に掲げる責務を負う。

(1) 文化会の目的に従って学生を指導する。

(2) 部の活動内容を把握し、この規程に基づいた活動を支援する。

(3) 不測の事態があった場合の報告及び連絡を行う。

(4) 長期出張等で不在となる場合は、所定の書式で代理顧問を依頼する。

第5章 会議・委員会

(会議)

第18条 文化会に役員会、審議会及び顧問会を置く。

(役員会)

第19条 役員会は、第12条第1項に規定する役員をもって構成される。

2 役員会の開催は、原則として年2回とし、会長が招集して議長となる。なお、会長が必要に応じて役員会を開催できるものとする。

3 役員会は、役員総数の過半数の出席をもって成立する。

4 役員会の議決は、出席者数の過半数をもって成立する。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 5 役員会は、文化会の目的を達成するための基本方針に関する重要事項について協議する。
- 6 文化会の運営に関する重要事項については、役員会の審議を経て、学長が決定する。

(審議会)

第20条 審議会は、次の各号に掲げる審議員をもって構成される。

- (1) 第12条第1項に規定する役員
 - (2) 各部の顧問から会長が指名する者 若干名
- 2 審議会は、必要に応じて関係部局等の者を審議員に加えることができる。
 - 3 審議会の開催は随時とし、会長が招集して議長となる。なお、会長が必要に応じて審議会を開催できるものとする。
 - 4 審議会は、審議員総数の3分の2以上の出席をもって成立する。
 - 5 審議会は、次に掲げる事項について審議する。
 - (1) 文化会の部の運営支援に関する事項
 - (2) 環境安全対策に関する事項
 - (3) 会長が諮問した事項
 - (4) その他文化会の目的達成に関する事項

(顧問会)

第21条 顧問会は、会長、副会長、執行部幹事長、各部の顧問及び学生支援部行政職員1人をもって構成される。

- 2 顧問会の開催は、原則として年1回とし、会長が招集する。なお、会長が必要に応じて顧問会を開催できるものとする。
- 3 顧問会は、各部の運営に関する連絡組織とする。

(執行部役員会)

第22条 執行部役員会は、幹事長、副幹事長その他執行部役員をもって構成される。

- 2 執行部役員会の開催は、原則として年2回とし、幹事長が招集して議長となる。なお、幹事長が必要に応じて執行部役員会を開催できるものとする。
- 3 執行部役員会は、役員総数の過半数の出席をもって成立する。
- 4 執行部役員会の議決は、出席者数の過半数をもって成立する。なお、可否同数のときは、幹事長の決するところによる。
- 5 執行部役員会は、文化会の目的を達成するための基本方針に関する重要事項について協議する。

(部長会)

第23条 部長会は、文化会に所属する部の長によって構成される。

- 2 部長会は、文化会に所属する部の長の6分の5以上の出席をもって成立する。なお、委任状は、認めるものとする。
- 3 部長会の議事の進行は、議長が行う。ただし、議長が出席できない場合は、執行部役員が代行することができる。
- 4 部長会の開催は、原則として毎月1回開催するものとし、幹事長がこれを招集する。開催期日は、原則として、開催一週間前までに執行部役員が公示しなければならない。
- 5 幹事長が必要と認めた場合、又は執行部役員が3分の2以上の要請若しくは文化会に所属する部の長の3分の1以上の要請がある場合は、部長会を臨時に召集することができる。
- 6 部長会の議決は、出席している部の長の3分の2以上の賛同を必要とする。

(名古屋委員会)

第24条 名古屋委員会は、文化会の名古屋キャンパスに所属する部の長によって構成される。

- 2 名古屋委員会の議長は、名古屋委員長(学術担当)及び名古屋委員長(芸文担当)が務める。
- 3 名古屋委員会には、全ての部の会員が出席することができる。

(豊田委員会)

第25条 豊田委員会は、文化会の豊田キャンパスに所属する部の長によって構成される。

- 2 豊田委員会の議長は、豊田委員長が務める。
- 3 豊田委員会には、全ての部の会員が出席することができる。

(小委員会)

第26条 文化会発展のため、文化会諸行事に寄与することを目的に名古屋小委員会及び豊田小委員会を置

く。

- 2 第8条に規定する各委員長は、各小委員会に副委員長、会計担当及び企画運営担当を選出する。
- 3 名古屋小委員会は、文化会の名古屋キャンパスに所属する部の会員によって構成される。
- 4 豊田小委員会は、文化会の豊田キャンパスに所属する部の会員によって構成される。
- 5 小委員会は、名古屋委員長（学術担当）、名古屋委員長（芸文担当）及び豊田委員長が招集するものとする。ただし、原則として1週間前までに公示しなければならない。
- 6 小委員の任期は、1年とする。
- 7 小委員会の議長及び書記は、原則として各委員長が行う。

（総会）

第27条 総会は、文化会の全会員により構成され、会員は出席の義務を負う。ただし、委任状は認めるものとする。

- 2 総会の議決権は、文化会に所属する全ての部の長が有する。
- 3 総会は、文化会に所属する全ての部の長の出席をもって成立する。
- 4 総会の議事の進行は、議長が行う。
- 5 総会の開催は、原則として毎年11月とする。
- 6 議決は、全ての部の長の3分の2以上の賛同を必要とする。

（選挙管理委員会）

第28条 文化会に中京大学文化会選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）を置く。

- 2 選挙管理委員会については、別に定める。

第6章 部・同好会

（部・同好会）

第29条 文化会における部・同好会に関する事項は、別に定める。

第7章 加入・昇格・降格・休部・廃部・退会・復部

（加入等）

第30条 文化会の加入・昇格・降格・休部・廃部・退会・復部に関する事項は、別に定める。

第8章 賞罰

（創立者賞）

第31条 創立者賞は、次のとおりとし、卒業式において表彰する。

- (1) 地区大会において優勝、全国大会において入賞その他それに準ずる結果を収めた者
- (2) 執行部において在学中に顕著な文化活動をしたと認められた個人又は団体
- (3) 幹事長を務めた者

（中京大学梅村清明文化会杯）

第32条 中京大学梅村清明文化会杯は、次のとおりとし、卒業式において表彰する。

- (1) 全国大会において優勝、又はそれに準ずる結果を収めた個人又は団体
- (2) 創立者賞受賞者のうち、文化会に最も功績のあった個人又は団体
- (3) 執行部において在学中に顕著な文化活動をしたと認められた個人又は団体

（罰則）

第33条 執行部は、会員又は部がこの規程に反する行為をした場合は、執行部の発議により、部長会及び役員会の議を経て、当該団体に対して戒告、謹慎、退部、降格、休部又は廃部の処罰を行うことができる。

第9章 その他

（所管）

第34条 この規程に関する業務は、学生支援部学生支援課が行う。

（細則）

第35条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

（規程の改廃）

第36条 この規程の改廃は、顧問会の審議を経て、学長が行う。

附 則

この規約は、1963年1月16日より施行する。

附 則

この規約は、1965年6月15日より施行する。

附 則

この規約は、1968年11月16日より施行する。

附 則

この規約は、1970年7月12日より施行する。

附 則

この規約は、1975年11月15日より施行する。

附 則

この規約は、1981年11月15日より施行する。

附 則

この規約は、1982年11月14日より施行する。

附 則

この規約は、1995年11月14日より施行する。

附 則

1 この会則は、2011年12月1日より施行する。

2 中京大学文化会規約から中京大学文化会会則に改正。

附 則

この会則は、2016年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2020年7月1日から施行する。

2 題名を中京大学文化会会則から中京大学文化会規程に改める。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

別表 文化会加盟団体（第2条第2項関係）

学術系団体	芸文系団体	豊田系団体
自然科学研究会	茶道部	児童福祉活動部
電子計算組織研究会	軽音楽部	放送クラブTMP
歴史文化研究会	美術部	コミックアート部ユニコーン
天文クラブこぐま座	書道部	サウンドコミュニケーション
	和楽部	晴地舞
	吹奏楽団	
	司会放送部	
	混声合唱団	
	漫画研究会	
	フォークソングクラブ	
	中京シネマクラブ	
	演劇部劇団いかづち	